

会 則

平成13年11月 13日 制定

- 第1条 【名称】 本会は「ユニバーサルライフ研究会」と称します。
- 第2条 【目的】 本会は、医療・介護・福祉・建築・福祉機器・教育等 人の生活に関わるさまざまな専門職が集まることで、高齢者や障害のある人の快適な暮らしを多角的に研究し、福祉用具や住宅改修の普及啓発に貢献し、人が人として尊厳をもって生きられる社会、歳をとったり障害を持ったりすることを恐れることなく、住み慣れた環境のなかで生き生きと暮らしていける社会をめざし、その発展に寄与することを目的とします。
- 第3条 【基本理念】
本会並びに会員は会の活動にて知り得た個人及び団体の情報について、本人の承諾を得た場合を除き固く守秘します。
2, 本会は特定の企業, 団体, 法人, 個人等の利益を追求する活動は行いません。
3, 本会会員は各自が所属の人間としてではなく個人としての参加を原則とします。
- 第4条 【構成】 本会は、第2条及び第3条に賛同する個人 をもって構成します。
- 第5条 【活動内容】 本会は以下の活動を行います。
- (1) ケースカンファレンス
福祉用具と住宅改修のプランニングを、実際の例を通して行う継続的な勉強会の開催。
内容については浴室、トイレなどの項目別の福祉用具の選定、症状に合わせた介護方法の検討、バリアフリー住宅の提案ユニバーサルデザインの啓発等。
- (2) 講演会
医療、介護、福祉、建築、福祉機器、教育等の各界の専門家を招いての講演会の開催等。
- (3) 情報収集発信
新製品の紹介、情報交換の場の提供、地域に密着した情報の発信等。
- (4) ボランティア
介護の当事者との交流会、地域活動への参加、相談会等。

- (5) 運営委員会
会の運営、例会の内容、会の情報発信についての検討等。

第6条 【役員】 本会は次のように役員を置きます。

代表	1名
副代表	1名
会計委員	1名
運営委員	5名以上(代表、副代表、会計委員をふくみます。以下同じ)
監査員	1名

2, 役員は総会で選任し、任期は2年とします。ただし、再任を妨げないものとします。

3, 代表は本会を代表し、各会を召集します。

4, 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行します。

5, 運営委員会は、運営委員をもって構成します。

6, 会計委員は年度終了時速やかに決算を行い剰余金を生じた場合は次年度に繰り越します。

7, 監査員は毎会計年度終了後1ヶ月以内に運営及び会計を監査します。

第7条 【会議】
会議は総会、臨時総会、運営委員会、月例会とします。

第8条 【会計年度】
会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとします。

第9条 【会計報告】
代表は収支決算案を監査を経たのち総会に報告し承認を得るものとします。

第10条 【会費】
本会の会費は年会費3,000円とし、4月例会時に納入するものとします。

第11条 【収入及び支出】
本会の会計における収入は第10条に定める会費等とし、支出は第5条に定める活動内容に係わる支出とします。

第12条 【入会及び退会】

入会希望者は所定の入会申し込み書を役員に提出し、運営委員会にて承認の後 入会となります。入会年度の年会費は以下のとおりとします。

4月から7月までの入会者 3,000円

8月から11月までの入会者 2,000円

12月から3月までの入会者 1,000円

2, 退会希望者は書面をもって届け出をします。ただし納入済会費は返却いたしません。

第13条 【附則】 この会則は、平成 13年 11月 13日より実施します。

2, この会則に定めない事項で、本会の運営に必要な事項が生じたときは、その都度 運営委員会で協議の上決定します。

3, この会則は、平成 23年 4月 23日より一部改定し、実施します。